公道走行対応モデルの設定の基本的な考え方

種別 公道走行対応モデルの設定 イメージ 別表を参照し、必要となる灯火器類等を設 大型作業機 置した公道走行対応モデルを設定。 作業機を装着した際に、トラクタ側の灯 なお、装着される可能性があるトラクタの寸 火機類等の多くが視認できない可能性 法等に応じて、必要となる灯火器類等の条件 があるもの が異なる場合には、最も多くの灯火器類等を (例:ブームスプレーヤ、ロールベーラ、 要する条件を満たすように灯火器類等を設置 大型のマニュアスプレッダ等) すること。 別表を参照し、必要となる灯火器類等を設 置した公道走行対応モデルを設定。 なお、装着される可能性があるトラクタの寸 中型作業機 法等に応じて、必要となる灯火器類等の条件

作業機を装着した際に、トラクタ側の灯 火器類等が高所に付いていない場合 には、それらの多く又は一部が視認で きない可能性があるもの

(例:ロータリー、代かき機、播種機、ラ イムソア、ベールラッパ等)

が異なる場合には、最も多くの灯火器類等を 要する条件を満たすように灯火器類等を設置 すること。

2.

1に加え、トラクタ側の灯火器類等が高所に 付いている等の理由により一部視認できる場 合への対応として、必要となる灯火器類等の みを設置した公道走行対応モデルを必要に応 じて設定。



直装式作業機を装着して公道走行するために必要な対応一覧表

トラクタ単体について		作業機装着状態のトラクタについて				
		作業機装着状態での寸法				
道路運送車両法に 基づく車両種別 	車両の寸法及び 最高速度	全幅1.7m以下 かつ全長4.7m以下 かつ全高2.0m以下	全幅1.7m超~2.5m以下 又は全長4.7m超~12.0m以下 又は全高2.0m超~3.8m以下	全幅2.5m超 かつ全長12.0m以下 かつ全高3.8m以下		
農耕用小型特殊自動車	全幅1.7m以下 全長4.7m以下 全長2.0m以下 最高速度15km/h以下 を全て満たす	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 後部反射器(リフレクター) ②①2、3の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内にない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	③①2、3の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内にない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 後部反射器(リフレクター) ②以下を取付。 1. トラクタ左側にミラー 2. 作業機の左右最外側付近の前面及び後面に外側表示板 3. 運転席及び作業機後面に全幅の表示 4. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ③①2、3の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内にない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の灯火器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器及び灯火器(ただし、外側表示板が反射材の場合、反射器は不要)		
農耕用小型特殊自動車	のいずれかを満たさ ないで、	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 車幅灯(スモールランプ) 4. 制動灯(ブレーキランプ) 5. 後退灯(バックランプ) 6. 尾灯(テールランプ) 7. 後部反射器(リフレクター) ②①2、3、4、6、7の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内にない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ③「安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ」リストにない組み合わせの場合、運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示(ただし、設計最高速度が15km/h以下の車両を除く)。	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 車幅灯(スモールランプ) 4. 制動灯(ブレーキランプ) 5. 後退灯(バックランプ) 6. 尾灯(テールランプ) 7. 後部反射器(リフレクター) ②①2、3、4、6、7の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内にない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ③「安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ」リストにない組み合わせの場合、運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示(ただし、設計最高速度が15km/h以下の車両を除く)。	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランブ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 車幅灯(スモールランプ) 4. 制動灯(ブレーキランプ) 5. 後退灯(バックランプ) 6. 尾灯(テールランプ) 7. 後部反射器(リフレクター) ②以下を取付。 1. 作業機の左右最外側付近の前面及び後面に外側表示板 2. 運転席及び作業機後面に全幅の表示 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ③①2、3、4、6、7の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内にない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の灯火器 2. 作業機最外側付近の左右前面に白色の灯火器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器及び灯火器(ただし、外側表示板が反射材の場合、反射器は不要) ④「安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ」リストにない組み合わせの場合、運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示(ただし、設計最高速度が15km/h以下の車両を除く)。		
農耕用大型特殊自動車	車両寸法に関係なく 最高速度35km/h以上	転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示。	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 車幅灯(スモールランプ) 4. 制動灯(ブレーキランプ) 5. 後退灯(バックランプ) 6. 尾灯(テールランプ) 7. 後部反射器(リフレクター) 8. 番号灯(ライセンスランプ) ②①2、3、4、6、7の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内にない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ③「安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ」リストにない組み合わせの場合、運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示。 ④運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示。 ④運転席及び作業機後面にリアオーバーハングの長さ及び「運行速度35km/h未満」(速度制限を受けている場合(安定性の緩和を要する自動車は除く)に限る。)を表示。	1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の灯火器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器及び灯火器(ただし、外側表示板が反射材		

被けん引式作業機を装着して公道走行するために必要な対応一覧表

トラクタ単位	体について		作業機装着状態のトラクタについて				
		作業機装着状態での寸法					
道路運送車両法に 基づく車両種別	車両の寸法及び 最高速度	全幅1.7m以下 かつ全長4.7m以下 かつ全高2.0m以下	全幅1.7m超~2.5m以下 又は全長4.7m超~12.0m以下 又は全高2.0m超~3.8m以下	全幅2.5m超 かつ全長12.0m以下 かつ全高3.8m以下			
		①作業機に車台番号を打刻すること。	①作業機に車台番号を打刻すること。	①作業機に車台番号を打刻すること。			
		②連結装置(ドローバー等)が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。	②連結装置(ドローバー等)が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。	②連結装置(ドローバー等)が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。			
農耕用 小型特殊自動車	全幅1.7m以下 全長4.7m以下 全高2.0m以下 最高速度15km/h以下 を全て満たす	③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 2. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取 付の上、作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」を表示すること。	③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 2. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取り 付けること。	③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 2. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取り付けること。			
			④以下を取付。 1. トラクタ左側にミラー 2. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	④以下を取付。 1. トラクタ左側にミラー 2. 作業機の左右最外側付近の前面及び後面に外側表示板 3. 運転席及び作業機後面に全幅の表示 4. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」			
農耕用小型特殊自動車	全幅1.7m以下 全長4.7m以下 全高2.0m以下 最高速度15km/h以下 のいずれかを満たさ ないで、 最高速度35km/h未満	①作業機に車台番号を打刻すること。	①作業機に車台番号を打刻すること。	①作業機に車台番号を打刻すること。			
		②連結装置(ドローバー等)が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。	②連結装置(ドローバー等)が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。	②連結装置(ドローバー等)が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。			
		③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯(スモールランプ) 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯(テールランプ) 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯(ブレーキランプ) 5. 作業機後面に後退灯(バックランプ) 6. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付の上、作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」を表示すること。	③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯(スモールランプ) 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に自色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯(テールランプ) 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯(ブレーキランプ) 5. 作業機後面に後退灯(バックランプ) 6. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付の上、作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」を表示すること。	③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯(スモールランプ) 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯(テールランプ) 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯(ブレーキランプ) 5. 作業機後面に後退灯(パックランプ) 6. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取り付けること。			
		④以下A~Cの条件にひとつ以上当てはまる場合は、以下1~3を取付。 A.トラクタとトレーラ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度 以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)に満た ない場合 B.トレーラをけん引する際に車両総重量が7tを超えるトラクタにABSを備えていない場合	④以下A~Cの条件にひとつ以上当ではまる場合は、以下1~3を取付。 A.トラクタとトレーラ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合 B.トレーラをけん引する際に車両総重量が7tを超えるトラクタにABSを備えていない場合	3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ⑤以下A~Cの条件にひとつ以上当てはまる場合は、以下1~3を取付。			
		C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合 1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合 1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	A. トラクタとトレーラ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合 B. トレーラをけん引する際に車両総重量が7を超えるトラクタにABSを備えていない場合 C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合			
				1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」			
		①作業機に車台番号を打刻すること。	①作業機に車台番号を打刻すること。	①作業機に車台番号を打刻すること。			
農耕用大型特殊自動車	車両寸法に関係なく 最高速度35km/h以上	②連結装置(ドローバー等)が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。	②連結装置(ドローバー等)が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。	②連結装置(ドローバー等)が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。			
		③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯(スモールランプ) 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯(テールランプ) 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯(ブレーキランプ) 5. 作業機後面に後退灯(パックランプ) 6. 作業機後の直に後退灯(パックランプ) 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 8. 作業機後面に番号灯(ライセンスランプ) ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付の上、作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」を表示すること。	③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯(スモールランプ) 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯(テールランプ) 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯(ブレーキランプ) 5. 作業機後面に後退灯(パックランプ) 6. 作業機後面に後退灯(パックランプ) 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 8. 作業機後面に番号灯(ライセンスランプ) ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付の上、作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」を表示すること。	③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯(スモールランプ) 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に自色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯(テールランプ) 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯(ブレーキランプ) 5. 作業機後面に後退灯(バックランプ) 6. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器(ウィンカー) 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 8. 作業機後面に番号灯(ライセンスランプ) ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取り付けること。 ④以下を取付。			
		④以下A~Cの条件にひとつ以上当てはまる場合は、以下1~3を取付。 A.トラクタとトレーラ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度 以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)に満た ない場合		1. 作業機最外側付近の前後左右に外側表示板 2. 運転席及び作業機後面に全幅の表示			
			B. トレーラをけん引する際に車両総重量が7tを超えるトラクタにABSを備えていない場合 C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合 1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示	⑤以下A~Cの条件にひとつ以上当てはまる場合は、以下1~3を取付。 A. トラクタとトレーラ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合 B. トレーラをけん引する際に車両総重量が7tを超えるトラクタにABSを備えていない場合			
		1. 埋転席及びトランダ後間に「17ん5」時連行速度 15km/n以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度 15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	1. 埋転席及のトランタ後面に「けんら」時連打速度 15km/n以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度 15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合 1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示			
				2. 作業機後面に「運行速度15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」			